

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な「教育・保育提供区域」を定める必要があるとしています。

これまで、本市の教育・保育提供区域の設定にあたっては、区域を超えた利用があり、利用実態や施設運営の状況と異なる恐れがあること等の理由から、全市域を1つの圏域としてきました。これは、利用者の細かなニーズ（就労状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択等）に柔軟に対応できる等のメリットもあるため、本計画においても市全域を1つの圏域として設定することとします。

2

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 教育・保育、地域子ども・子育て支援 事業の量の推計の考え方

(1)「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

①認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、教育・保育給付認定における1・2・3号認定に区分します。また、保育園の利用要件である「保育の必要性の事由」について、次のとおり定めています。

以下のいずれかの事由に該当すること

①就労

・毎月 60 時間以上就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働等、基本的にすべての就労を含む。）することを常態とする場合

②出産の前後 ③疾病等 ④介護 ⑤災害 ⑥求職活動 ⑦就学

⑧虐待・DV ⑨育児休業 ⑩その他 上記に類する状態として市町村が認める場合

上記の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて保育必要量を設けることとなります。また、年齢で区分すると、認定区分は以下のとおりとなります。

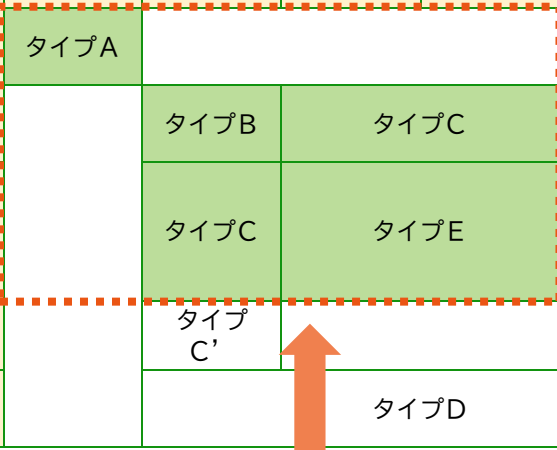
	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳	3号認定	保育標準時間利用（最長 11 時間）	—	
		保育短時間利用（最長 8 時間）		
3～5歳	2号認定	保育標準時間利用（最長 11 時間）	1号認定	教育標準時間利用 （標準 4 時間）
		保育短時間利用（最長 8 時間）		

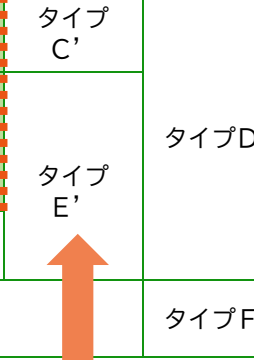
②家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となるこどもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

母親 父親		ひとり親	フルタイム 就労 (産休・育 休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120 時間 以上	120 時間 未満 60 時間以上	60 時間 未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC		タイプ C'	タイプD
パートタ イム就 労 (産休・ 育休含 む)	120 時間以上			タイプC	タイプE	タイプ E'	
	120 時間未満 60 時間以上						
	60 時間未満						
未就労			タイプD		タイプF		





保育の必要性あり

保育の必要性なし

- タイプA：ひとり親家庭（母子または父子家庭）
 - タイプB：フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
 - タイプC：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋月 60～120 時間）
 - タイプC'：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 60 時間未満）
 - タイプD：専業主婦（夫）家庭
 - タイプE：パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋月 60～120 時間）
 - タイプE'：パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月 60 時間未満）
 - タイプF：無業の家庭（両親とも無職の家庭）
- 育児・介護休業中の人でもフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

（２）「量の見込み」の推計方法のステップ

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記の手順となっています。

ステップ１

◆家庭類型の算出

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの８つの家庭類型があります。

ステップ２

◆潜在家庭類型の算出

ステップ１の家庭類型からさらに、両親の今度１年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民のニーズに対応できるよう、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握します。
○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
○現在就労していない母親の就労希望

ステップ３

◆潜在家庭類型別の将来児童数の算出

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ４

◆事業やサービス別の対象となる児童数の算出

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、病児病後児保育事業や放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ５

◆利用意向率の算出

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ６

◆見込み量の算出

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和７年度（２０２５年度）から１１年度（２０２９年度）まで各年度の見込み量が算出されます。

教育・保育の量の見込みと確保方策

（１）保育園、幼稚園等事業

保育園は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

〈第２期計画の評価〉

１号認定・２号認定（３歳以上）については、計画期間中の各年度で提供量が見込み量を上回り、教育・保育の十分な提供ができています。

３号認定（０～２歳）については、保育士の不足等により利用定員未満で児童の受け入れを制限している施設もあり、特に０歳児では申込児童数が受け入れ可能人数を超過している状況が続いています。

〈今後の方向性〉

本市の０歳から５歳までのこども人口は緩やかに増加していくことが見込まれることや、女性の就業率の上昇等もあり、今後も一定の保育ニーズがあることが見込まれます。

しかし、公立保育園においては、施設の老朽化等による統廃合を進め、施設数の適正化を図ることや、特別支援保育への対応、保育士の配置基準の適正化、保育士不足等による定員制限など、規則上の定員を提供できない状況が将来的に見込まれています。量の確保に当たっては、待機児童が生じないよう民間保育事業者と連携し、幼稚園の認定こども園への移行等を始めとする民間保育事業者の定員の拡大に向けた施設整備の取り組みを必要に応じて支援していきます。また、保育士・教諭等の人材不足が課題となっていることから、引き続き人材育成及び人材確保に向けた取り組みを行っていきます。

① 1号認定（教育標準時間認定）

（単位：人）

就園児童数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		1,034	1,012	1,001	977	954
提供量	特定教育・保育施設	459	459	459	459	459
	幼稚園	971	971	971	971	971
	計	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
過不足分 (提供量－見込み量)		396	418	429	453	476

② 2号認定（保育認定）

（単位：人）

就園児童数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		1,818	1,779	1,883	2,051	2,100
提供量	特定教育・保育施設	2,255	2,215	2,145	2,085	2,055
	幼稚園及び預かり保育	218	213	225	245	250
	計	2,473	2,428	2,370	2,330	2,305
過不足分 (提供量－見込み量)		655	649	487	279	205

③ 3号認定（保育認定）

【0歳児】

（単位：人）

就園児童数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		218	227	236	244	251
提供量	特定教育・保育施設	184	184	184	184	184
	特定地域型保育事業	62	62	62	62	67
	計	246	246	246	246	251
過不足分 (提供量－見込み量)		28	19	10	2	0

【1歳児】

(単位：人)

就園児童数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		335	348	361	373	349
提供量	特定教育・保育施設	366	366	366	366	366
	特定地域型保育事業	68	68	68	68	68
	計	434	434	434	434	434
過不足分 (提供量－見込み量)		99	86	73	61	85

【2歳児】

(単位：人)

就園児童数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		450	467	484	501	469
提供量	特定教育・保育施設	519	500	500	500	500
	特定地域型保育事業	79	79	79	79	79
	計	598	579	579	579	579
過不足分 (提供量－見込み量)		148	112	95	78	110



4

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、保育園等で通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

〈第2期計画の評価〉

見込み量の実績は減少傾向にあり、目標よりも低い水準が続いています。

利用希望者に対して随時受け入れ可能な状態が整備されており、十分な提供ができています。

〈今後の方向性〉

延長保育事業対応のために保育士の配置をすることで、保育園の実利用定員分の提供が可能であるため、長時間保育がこどもの負担にならないよう配慮しながら、延長保育を行います。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	752	761	801	857	859
提供量	752	761	801	857	859
実施箇所数(か所)	34	34	34	33	33
過不足 (提供量－見込み量)	0	0	0	0	0

※利用者数は保育時間が18時から19時までの実利用者数。

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場などを提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

〈第2期計画の評価〉

見込み量の実績は増加傾向にあり、提供量も実績を上回っています。

〈今後の方向性〉

こどもが安全・安心に過ごすことができるように、利用時間帯の変化に伴う長時間利用者に対応するため、開所時間が長い民間放課後児童クラブへの支援等の充実を図ります。

また、こども人口に対する利用割合が高まることによるニーズの多様化に対応すべく、特別な支援を必要とする児童への配慮など、職員の研修内容等の充実を図ります。

(単位：人)

利用者数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	1年生	327	319	302	293	287
	2年生	301	291	277	268	262
	3年生	160	155	147	143	139
	4年生	66	64	61	59	57
	5年生	47	45	43	42	41
	6年生	38	36	35	34	33
	計	939	910	865	839	819
提供量		1,937	1,937	1,937	1,937	1,937
実施箇所数(か所)		16	16	16	16	16
過不足 (提供量－見込み量)		998	1,027	1,072	1,098	1,118

※利用者数は1日あたりの平均利用者数。

(3) 一時預かり事業(幼稚園型)

幼稚園及び認定こども園(教育認定)が、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて実施する事業です。

〈第2期計画の評価〉

見込み量の実績は、定員より低い水準が続いており、十分な提供ができています。

〈今後の方向性〉

幼稚園及び認定こども園(教育認定)の一時預かり事業は、1号認定による利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、提供体制を充実させていきます。また、2号認定による利用者についても、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

(単位：人)

利用者数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	1号認定	3,140	3,073	3,292	3,632	3,764
	2号認定	30,017	29,378	28,322	27,772	25,186
	計	33,157	32,451	31,614	31,404	28,950
提供量		60,912	60,912	60,912	60,912	60,912
実施箇所数(か所)		5	5	5	5	5
過不足 (提供量－見込み量)		27,755	28,461	29,298	29,508	31,962

※利用者数は年間の延べ利用者数。

(4) 一時預かり事業(幼稚園型を除く)

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となったこどもについて、主として昼間、保育園、子育て支援センター、その他の場所で一時的に預かる事業です。

〈第2期計画の評価〉

新型コロナウイルス感染症の影響による利用制限や利用控え等により、令和2年度(2020年度)に利用者数が大きく減少しましたが、翌年度以降は回復傾向にあります。

〈今後の方向性〉

保育園や子育て支援センターでの一時預かり事業を継続するとともに、ファミリー・サポート・センターの提供会員の確保に努めます。

(単位：人)

利用者数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		2,460	2,489	2,623	2,805	2,811
提供量	保育園	936	936	936	884	832
	子育て支援センター	3,055	3,055	3,055	3,055	3,055
	ファミリー・サポート・センター	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296
	計	5,287	5,287	5,287	5,235	5,183
実施箇所数(か所)		21	21	21	20	19
過不足 (提供量－見込み量)		2,827	2,798	2,664	2,430	2,372

※利用者数は年間の延べ利用者数。

（５）子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事などにより、家庭における養育が一時的に困難になった児童について、施設で必要な養育を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

〈第２期計画の評価〉

乳児院等の施設と契約して実施しており、十分な提供ができています。

〈今後の方向性〉

子育て家庭において、一時的に養育困難になった児童を施設で必要な養育を行う事業であるため、ニーズは限られているものの必要な事業であり、今後も引き続き実施します。

（単位：人）

利用者数	令和７年度 （2025年度）	令和８年度 （2026年度）	令和９年度 （2027年度）	令和１０年度 （2028年度）	令和１１年度 （2029年度）
見込み量	19	19	20	21	21
提供量	19	19	20	21	21
実施箇所数（か所）	2	2	2	2	2
過不足 （提供量－見込み量）	0	0	0	0	0

※利用者数は年間の延べ利用者数。

（６）病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などの理由で、保護者が養育できない場合に、児童を保育する事業です。

〈第２期計画の評価〉

利用者数は定員を大きく下回っており、ニーズを上回る提供ができていますが、インフルエンザ流行時期等は、利用希望者が一時的に増加するため、提供体制を確保する必要があります。

〈今後の方向性〉

公立西知多総合病院の敷地内において病児・病後児保育を実施し、毎年利用者数が増加しています。アンケート調査結果からは、潜在ニーズが見られますが、病児・病後児保育はこどもの体調の回復、祖父母の預かり等によるキャンセルが多く、実際の利用者数は見込み量を下回る傾向があります。

一方で、インフルエンザ流行時期等は、利用希望者が提供量を上回る場合があることから、周辺自治体と連携し、広域利用を進めるなど、病児・病後児保育の受け皿の確保に努めます。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	168	170	179	191	192
提供量	879	879	879	879	879
実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1
過不足 (提供量－見込み量)	711	709	700	688	687

※利用者数は年間の延べ利用者数。

(7) ファミリー・サポート・センター事業(就学児童)

育児の援助を依頼したい人(依頼会員)と協力したい人(提供会員)が会員となって、一時的に有償でこどもを自宅などで預かる相互援助活動組織です。依頼会員は小学校6年生までのこどもを持つ保護者です。

〈第2期計画の評価〉

新型コロナウイルス感染症の影響による利用制限や利用控え等により、令和2年度(2020年度)に利用者数が大きく減少しましたが、令和5年度(2023年度)以降は回復傾向にあります。

〈今後の方向性〉

会員数増加のため、SNS等を活用した事業周知に努めます。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	181	177	170	163	159
提供量	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296
過不足 (提供量－見込み量)	1,115	1,119	1,126	1,133	1,137

※利用者数は年間の延べ利用者数。

（８）利用者支援事業

気軽に相談できる機会を提供するため、身近な場所での相談窓口として、子育て総合支援センターに子育て相談窓口、しあわせ村に妊産婦・子育て総合相談窓口を設置し、情報提供、助言等の必要な支援とともに、関係機関との連絡調整、連携を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

①子育て相談窓口

子育て支援専門員を配置し、こどもへの関わり方や、個々の状況に応じた子育てサービスに関する情報提供を行うとともに、サービスが円滑に利用できるように対応しています。

②妊産婦・子育て総合相談窓口

母子保健コーディネーターを配置し、母子健康手帳交付の際に面接し、情報提供を行うとともに、必要に応じて妊婦妊産婦・乳幼児への支援プランを作成し継続的な支援を行います。また、妊娠中の心配事やこどもの発育・発達、離乳食、育児や予防接種などの相談に対応します。

〈第２期計画の評価〉

しあわせ村（保健福祉センター）と子育て総合支援センターにおいて、計画通りに実施できています。

〈今後の方向性〉

子育て家庭や妊産婦が身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を受けることができるよう、関係機関との連絡調整、連携、共同の体制づくりを行います。

（単位：か所）

箇所数		令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
見込み 箇所数	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て 相談機関	0	1	3	4	4
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
実施 箇所数	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て 相談機関	0	1	3	4	4
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

（９）妊婦等包括相談支援事業

妊婦もしくはその配偶者等に対して、身近な場所で必要な支援を受けられるよう子ども・子育て支援に関する情報提供や相談、関係機関との連携等を行う事業です。

〈今後の方向性〉

妊婦やその配偶者等が安心して妊娠期を過ごし、出産後も安心して育児をするには、それぞれのニーズや状況に合わせた情報提供や相談支援が必要です。個々に合わせて各種事業の利用を勧め、安心して育児ができるようサポートを実施していきます。

（単位：人）

利用者数	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
見込み量	2,505	2,607	2,709	2,805	2,805
提供量	2,505	2,607	2,709	2,805	2,805
過不足 (提供量－見込み量)	0	0	0	0	0

※利用回数は年間の延べ利用回数。

（10）妊婦健康診査

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 13 条に基づき、健やかなこどもを産み育てるため、妊娠期の健康の保持・増進及び異常の早期発見、早期治療を目的として健康診査を行う事業です。

〈第 2 期計画の評価〉

対象となる妊婦の数が減少していますが、妊娠期に必要な健診項目と健診回数をすべての妊婦が受診できる提供体制を維持しています。

〈今後の方向性〉

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い、妊婦を取り巻く環境が急速に変化しています。早期の妊娠届を勧め、母体の健康状態を確認し、疾病等の早期発見、早期治療を行うとともに、適切な保健指導や、必要に応じた支援につなげ、妊婦の健康を守ります。

(単位：人)

受診者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計値	840	873	904	928	952
実施体制	・実施場所 県内及び県外医療機関 ・実施体制 妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には補助金を交付 ・検査項目 一般妊婦健診（多胎児を含む）、子宮がん検診、B型肝炎抗原検査、梅毒検査など ・実施時期 妊娠期				

※受診者数は妊婦健康診査受診者（1回目）と県外補助分の受診者（1回目）との合計。

(11) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする4か月までの母子に対して、心身のケア、育児の指導やサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

〈今後の方向性〉

心身の不調や育児不安がある等の褥婦・産婦が、産後ケアを利用できるように、産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等と連動して、情報提供を行っていきます。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	204	213	221	229	229
提供量	204	213	221	229	229
過不足 (提供量－見込み量)	0	0	0	0	0

※利用者数は年間の延べ利用者数。

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を、保健師・助産師・看護師が訪問し、情報提供や助言を行い、必要なサービスを提供する事業です。

〈第2期計画の評価〉

出生数の減少に伴い、実績値は減少していますが、対象者すべてへ訪問を実施しています。また、妊娠届出から切れ目なく継続的な支援を行っています。

〈今後の方向性〉

生後4か月までの発育、栄養、育児、生活環境、疾病予防等について適切な情報提供をするとともに、乳児のいる家庭と地域社会をつなぎ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、継続的な子育て支援につなげます。

(単位：人)

訪問数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計値	781	813	845	875	898
実施体制	保健師・助産師・看護師が生後4か月までの乳児家庭に対して全戸訪問を実施している。里帰り先の市町村や、医療機関などと連携をとり、全家庭の状況を把握し、必要な支援を実施している。				

※訪問数は市外への依頼分を含む。

(13) 養育支援訪問事業

養育困難な家庭、配慮が必要な家庭などに対して、養育に関する専門的な相談指導・助言を行う保育士・助産師・保健師などの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

〈第2期計画の評価〉

出生数の減少に伴い、実績値は減少していますが、訪問実施率の高い体制を維持しています。

〈今後の方向性〉

今後も引き続き、保育士、助産師、保健師などの派遣を行い、定期的な支援により養育者の不安や負担感の軽減、育児スキルの向上を図りながら、児童虐待の未然防止の視点からも訪問による支援を実施していきます。

(単位：件)

訪問件数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計値	211	220	228	236	242
実施体制	乳児家庭全戸訪問事業などにより、養育上、支援が必要な家庭には、保育士、助産師、保健師などを派遣し、継続的な訪問を実施している。				

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員を派遣し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児の支援を行う事業です。

〈今後の方向性〉

家庭訪問等で家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行い、家庭の養育環境を整えていきます。対象となる家庭の把握に努めるとともに、支援を提供する訪問支援員を増やし、必要な家庭に支援が提供できるよう事業を展開していきます。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	110	130	150	170	192
提供量	110	130	150	170	192
過不足 (提供量－見込み量)	0	0	0	0	0

※利用者数は年間の延べ利用者数。

(15) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児親子の交流、親同士の情報交換や仲間づくりを支援するため親子が安心して気軽に立ち寄れる場を提供するとともに、子育てに関する相談、情報提供、助言その他の支援を行います。子育て支援センター及び児童館において事業を実施しています。

〈第2期計画の評価〉

新型コロナウイルス感染症の影響による入館制限や来所控え等により、令和2年度(2020年度)に利用者数が大きく減少しましたが、翌年度以降は回復傾向にあります。

〈今後の方向性〉

様々な子育て支援事業を実施する子育て支援センターと、最も保護者に近い地域子育て支援拠点施設である児童館のそれぞれの役割分担を整理し、両施設の持つ特性を活かして連携することでより地域における子育て支援の充実につなげていきます。

(単位：人)

利用者数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		6,834	7,153	7,413	7,669	7,403
(か所) 提供量	子育て支援 センター	3	3	3	3	3
	児童館	13	13	13	13	13

※利用者数は0歳～2歳児の月間延べ利用者数。

(16) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

〈今後の方向性〉

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者が増加しているため、保護者の子育ての困り感が軽減し、前向きに子育てができる親を増やして子育て力の向上を図れるよう事業を展開していきます。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	20	40	40	40	40
提供量	20	40	40	40	40
過不足 (提供量－見込み量)	0	0	0	0	0

※利用者数は年間の実利用者数。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

就労要件を問わず、すべての子育て家庭に対して、月一定時間の利用可能枠の中で、0歳6か月から満3歳未満の児童を保育所等で預かる通園給付事業です。

〈今後の方向性〉

対象となる児童が乳児等通園支援事業を円滑に利用できるよう、ニーズ等を注視しながら、提供体制を確保します。

(単位：人)

利用者数	区分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳児	量の見込み	-	3人日	3人日	11人日	12人日
	確保方策	-	3人日	3人日	11人日	12人日
1歳児	量の見込み	-	9人日	9人日	34人日	31人日
	確保方策	-	9人日	9人日	34人日	31人日
2歳児	量の見込み	-	8人日	8人日	30人日	28人日
	確保方策	-	8人日	8人日	30人日	28人日

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設などの利用者負担額は、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設が独自に額を決めて徴収を行う実費負担の部分について、低所得者等の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

本市では、国が設定した実費徴収に係る補足給付である「幼稚園等の利用者に対する副食費の補助」を実施するとともに、国の基準に該当しない第2子以降の児童に対しても、市独自の施策として補助を実施しています。

〈第2期計画の評価〉

入所実績に応じた補足給付が十分に実施できています。

〈今後の方向性〉

本市では、幼稚園等の利用者に対する副食費の補助を実施し、国の基準に該当しない第2子以降の児童に対しても、令和6年度（2024年度）から市独自の施策として補助を実施しています。実費徴収に係る補足給付の拡充については、国や県の動向を踏まえるとともに、市民ニーズなどを把握し、必要に応じて検討していきます。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	712	712	748	799	799
提供量	712	712	748	799	799
過不足 (提供量－見込み量)	0	0	0	0	0

※新制度未移行幼稚園等副食費補助事業の利用実人数（市独自施策分を含む。）

■ (19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者が運営する施設を利用する保護者に対し、必要な支援を行うなど、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進や多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の運営等を促進するための事業です。

〈第2期計画の評価〉

計画通り実施できています。

〈今後の方向性〉

多様な事業者が運営する施設を利用する保護者に対し、必要な支援を行うなど、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進や多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の運営等を促進するための事業を必要に応じて実施します。

■ (20) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

〈今後の方向性〉

市では、当該事業は実施していませんが、身近で気軽に利用できる安全・安心な居場所である児童館や、中学生の学習する場を提供し居場所をつくる学習支援教室など、こどもの居場所を提供していくとともに、こども家庭センターにおいてすべてのこどもや子育て家庭等に関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連絡調整を行いながら、適切に支援していきます。

5

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 教育・保育給付における教育・保育の 一体的提供やその推進体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、適切な情報提供等を行うなど、認定こども園への移行を検討する既存の幼稚園に対し、移行支援を行います。また、認定こども園に対する市民の理解が得られるよう、今後は市民に対して様々な媒体を利用しながら、広く認定こども園についての周知に努め、利用の促進を図ります。

さらに、こどもやその保護者が安心して教育・保育サービスを利用できるよう、現在実施している保育士や幼稚園教諭、保育教諭等の合同研修を継続し、それぞれの資質の向上を促します。

6

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 子育てのための施設利用給付の円滑な 実施の確保の内容に関する事項

幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付について、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めるとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等の法に基づく事務の執行について、県と連携して実施します。

制度の円滑な実施のため、施設等利用給付費のしくみや手続きの方法等についてわかりやすく周知するとともに、認可保育所だけでなく、幼稚園や認可外保育施設についても市民に広く周知するなど、保護者への情報提供を徹底します。